

# 伊丹市消防団活動方針

---

<令和4年度>

伊丹市消防団

令和4年4月

## ■ 「伊丹市消防団活動方針」について

伊丹市消防団は、郷土愛護の精神で地域に密着した消防機関として、消防団本部及び市内6地域（内台、大鹿、下河原、中野、池尻、東野）を拠点とする消防分団が設置され、火災や水害をはじめ、大規模災害時には常備消防と連携して災害対応に従事するとともに、平常時には、自主防災組織や関係機関と連携した防災指導や啓発活動を行い、地域防災の要として重要な役割を担っています。

我が国では、東日本大震災を契機に、地域の防災体制の強化、地域防災力の重要性が改めて認識され、平成25年12月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されるなど、大規模な自然災害に迅速確実に対応できる消防団が求められています。

消防団への期待が高まる一方で、近年、我が国の人口減少や高齢化の進展により、消防団を取り巻く社会情勢は、大変厳しい状況となっており、特に消防団員の減少は著しく、平成30年以降3年連続で1万人以上減少するなど、全国的な課題となっています。伊丹市消防団においても、新規入団者をはじめとした次世代の消防団を担う団員確保については、年々厳しい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、幅広い世代が入団しやすい環境、様々な技能を持った人が消防団員として活動できる環境、その活動が継続しやすい環境を整えることで、多様な人材を確保するとともに、消防団の活性化を図り、ひいては、地域住民が一体となった地域防災力の向上に繋げていきたいと考えています。

このたび策定しました活動方針は、消防団員が取り組む年間事業の目的や方向性を示し、計画的な事業推進を図るとともに、時代の変化に的確に対応した団活動を積み重ね、伊丹市消防団が「自らの地域は自らで守る」という使命を果たしていくための道標となることを期待します。

令和4年4月

伊丹市消防団長 久保 善一

# 目次

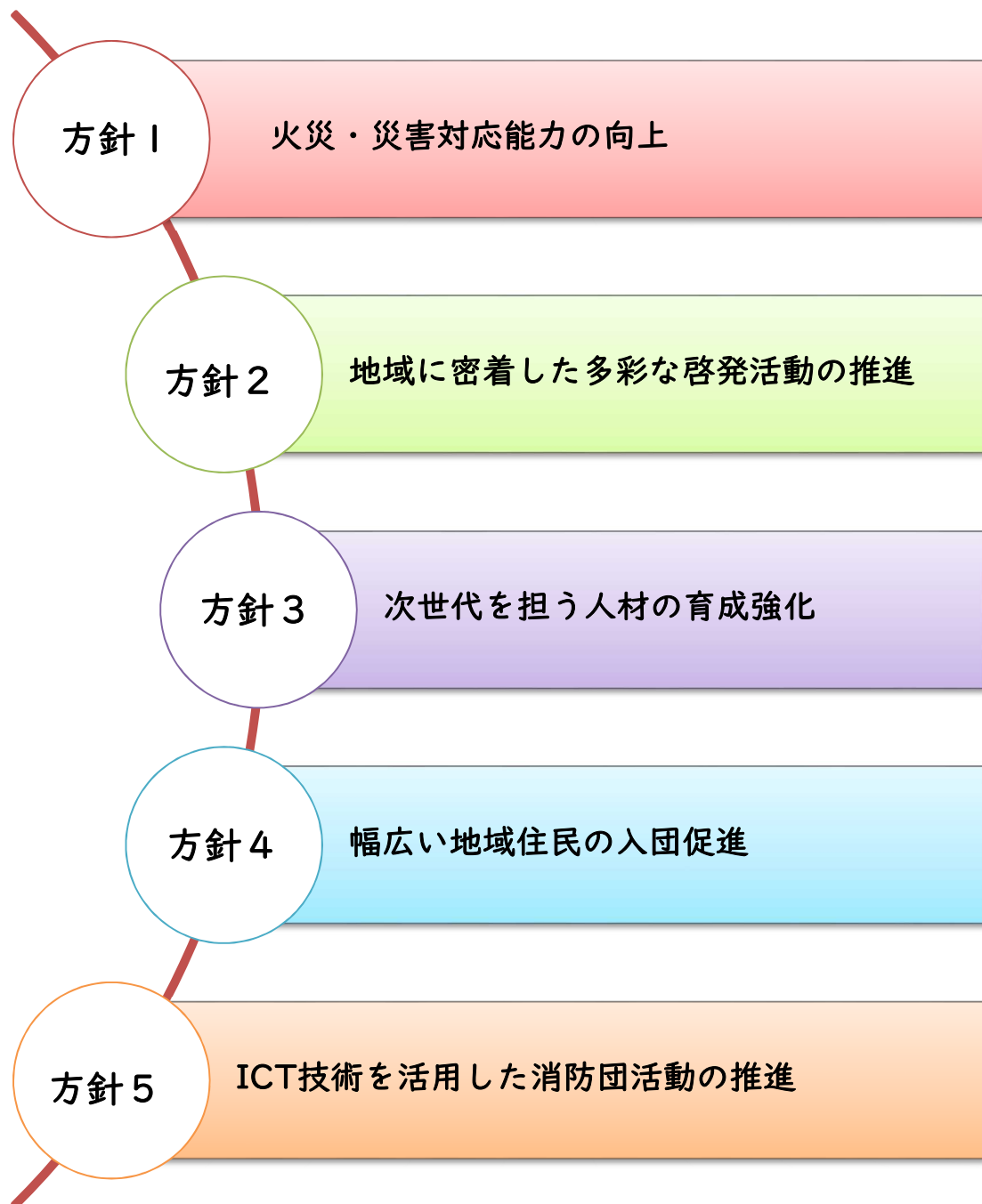
---

I	活動方針	3
II	方針各論	4
	方針1 火災・災害対応能力の向上	4
	方針2 地域に密着した多彩な啓発活動の推進	6
	方針3 次世代を担う人材の育成強化	8
	方針4 幅広い地域住民の入団促進	9
	方針5 ICT技術を活用した消防団活動の推進	10
III	資料	11
	<別表1> 分団火災出動基準表	11
	<別表2> 消防団水防・地震等非常配備態勢表	12
	<別表3> 伊丹市消防団年間事業計画表	13
	<様式> 分団活動申請書	14
	<様式> 分団活動結果報告書	15

# I 活動方針

---

活動方針は、時代の変化に的確に対応し、「自らの地域は自らで守る」という使命を果たしていくため、本市消防団が取り組む各種事業の考え方や目的を示すことで、計画的な事業推進を図るものです。



## Ⅱ 方針各論

### 方針Ⅰ 火災・災害対応能力の向上

- 建物火災を主たる通常災害と位置づけ、分団火災出動基準表に基づき、迅速な出動体制を確保するとともに、常備消防と連携した消火、人命救助、警戒、避難誘導等の活動を行う。
- 災害発生に際しては消防団の使命を自覚し、要員動員力・地域密着性・即時対応力を活かし、消防団水防・地震等非常配備態勢表に基づき参集するとともに災害即応体制を強化する。
- 年間事業として計画されている各種訓練を中心に、消防団員に必要な技術の習熟を図るとともに、団員個々の技能や地域の実情を踏まえた訓練を行い、消防力の底上げを図る。

### 具体計画<推進事業>

#### ポンプ操法訓練(通年:各分団上半期1回・下半期1回)



消防ポンプの基本的操作と放水技術の向上を図る訓練を定期に実施することで、消防団員に必要な技術の習熟を図るとともに、団員相互の顔の見える関係を構築し、連携を強化することを目的として実施する。

#### 水防工法訓練(6月)



台風や集中豪雨等による水災害は全国各地で発生し、大規模化しているところであり、出水期に発生が懸念される水害に備え、水防活動に関する技能の習得を図り、水防活動体制を強化することを目的として実施する。

#### 技術強化訓練(9月)



高度な消防技能を持つ団員の育成及び技術強化を図るため、消防局の特別救助隊員や救急救命士と合同で実践的訓練を行い、各活動における精度向上及び連携強化を図ることを目的に実施する。

## 救急訓練(9月)



消防団員として、災害時や消防団活動時における救急事案に際して的確に対応できるよう、AEDを用いた心肺蘇生法等の応急手当訓練を実施する。

## 冬季訓練(12月)



消防団員としての規律保持、品位の向上を図るとともに、団員相互の団結を強固にし、消防諸般の要求に適應させるための基礎を養うため、訓練礼式を中心とした訓練を実施する。

## 伊丹市総合防災訓練(1月:隔年事業)



大規模地震発生を想定した伊丹市総合防災訓練において、伊丹市消防団の災害対応要領を再確認することにより、地域防災力の向上を図る。

## 分団訓練(随時)※別途活動申請要



所属団員が訓練を受けやすい環境を整え、経験や能力、訓練到達度に応じた訓練を取り入れるため、地域の実情に応じた分団訓練を実施する。

資料等



- <別表1> 分団火災出動基準表
- <別表2> 消防団水防・地震等非常配備態勢表
- <別表3> 伊丹市消防団年間事業計画表
- <様式> 分団活動申請書
- <様式> 分団活動結果報告書

## 方針2 地域に密着した多彩な啓発活動の推進

- 火災多発期に自治会や自主防災組織などの地域団体と連携し、防火広報や巡回パトロール等を実施し、防火意識の高揚と火災の減少を目指す。
- 自主防災組織が行う防災訓練、地域住民が集う祭りや地域行事での警戒活動等のあらゆる機会を捉え、防火・防災指導を行い、地域防災力の向上を目指す。
- 専門性の高い技能を持つ団員の活躍を推進し、様々な住民ニーズに応えることのできる多彩な啓発活動を実践する。
- 本部付消防団員を中心に、応急手当普及員の資格取得を図り、優れた技能を有した団員による救命指導の実施を推進する。

### 具体計画<推進事業>

#### 春・秋の火災予防運動パトロール(11月、3月)



全国一斉に行われる春秋の火災予防運動に合わせ、市内の巡回パトロール等を実施し、市民に対し防火意識の高揚を図るとともに、火災発生を未然に防止し、火災による人命及び被害の軽減を図ることを目的として実施する。

#### 自主防災会訓練指導(10月~3月)



自主防災組織が行う防災訓練に参画し、専門的技能を有する消防団員が防火・防災指導を行うことで、地域防災力の向上を図るとともに、住民との交流を深め、住民相互の連携・協力体制を構築することを目的として実施する。

#### 防火フェア・救急フェア(9月・11月)



市消防局にて実施されている各種啓発事業(防火フェア・救急フェア等)に参画し、市民に対し、応急手当及び心肺蘇生法、AEDの取扱要領等の指導を行い、救命率の向上を図ることを目的として実施する。

## 年末特別火災警戒出発式・パトロール(12月)



年末の火災多発期を迎えるにあたり、市内の巡回パトロール及び分団施設での警戒活動等を行い、防火意識の高揚を図るとともに、火災発生を未然に防止し、火災による人命及び被害の軽減を図ることを目的として実施する。

## 消防出初式(1月7日)



消防出初式は、一年の無火災と市民の安全・安心を祈願するとともに、災害に立ち向かう力強い消防を多くの市民の皆様に披露する機会として開催し、消防団は観閲行進及び一斉放水を実施している。

## 地域啓発活動(随時)※別途活動申請要



地域住民からの要請に応じて、地域イベント等での火災警戒や防火に関する啓発活動等を行い、地域住民との交流を図り、消防団活動への理解を深める。

## 防災学習支援事業(随時)



こどもに対する啓発事業の一環として、教育関係機関と連携し、災害時の備えや避難所の様子を知り、実生活に結びつけて考えることを目指した防災学習支援事業等を実施する。



### 方針3 次世代を担う人材の育成強化

- 次世代の消防団を担う人材を育成するため、消防分野の専門教育及び各種研修会等へ積極的に参加する。
- 将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を行うため、活性化大会等へ積極的に参加し、先進事例の研究を行う。

#### 具体計画<推進事業>

##### 兵庫県女性消防団員活性化研修会(6月)



県下の女性消防団員や消防団関係者が一堂に集い、県内外における積極的な女性消防団活動の事例発表や講演を行うことで、女性消防団員の更なる充実強化を図ることを目的に毎年開催されている。

##### 兵庫県消防学校専門教育(消防団現場指揮課程 3月)



消防団の中心を担う人材を育成し、その資質の向上を図り、災害時における現場指揮及び安全管理の知識、技術を習得するため、兵庫県消防学校で行われる専門教育(消防団員現場指揮課程)へ派遣する。

##### 全国女性消防団員活性化大会(11月)※徳島県



全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動がより一層活性化することを目的に毎年開催されている。

##### 若手消防団員意見交換事業(2月)



公益財団法人兵庫県消防協会により推進されている若手団員を対象とした研修事業に参加し、近隣の消防団員と諸課題について意見交換を図るとともに、顔の見える関係を構築する。

## 兵庫県女性消防団員技術研修会(2月)



県下の女性消防団員の知識・技術の向上を図り、消防団活動の活性化を推進するため、毎年開催されている。

## 学生消防団活動認証制度の活用(随時)



学生消防団員

消防団員として活動する大学生等の就職活動を支援し、長期的には、消防団員の確保をはじめ、将来の地域防災力を担う人材育成を目的として、消防団活動認証制度の利用促進を図る。

## 方針4 幅広い地域住民の入団促進

- 新規消防団員については、消防団活動の地域密着性を踏まえ、各分団により地元住民を中心に新規入団の勧誘等を行ってきた。
- 新入団員をはじめとした次世代の消防団を担う団員確保については、年々厳しい状況となっていることから、消防団員の公募について検討を進める。

## 具体計画<推進事業>

### 分団員公募制の導入



ライフスタイルの多様化や女性活躍促進、仕事との両立や新しい生活スタイルへの対応など、団員が活動しやすい環境づくりを推進する観点から、公募による入団について検討を行い、幅広い地域住民の入団を促進する。

### 消防団員募集の広報活動(随時)



防火防災イベントや地域住民との交流機会を捉え、積極的に団員募集の案内等を行い、消防団活動の魅力を発信するとともに入団促進を図る。

## 方針5 ICT技術を活用した消防団活動の推進

- 新たな未来に向けて、スマート社会への転換や新しい生活様式への対応などの取組として、最新 ICT 技術を活用した消防団活動支援アプリ（Fire Chief）の本格運用を開始し、スマート消防団の活動基盤を構築する。
- 消防団活動をアプリ上で可視化し、所属団員の活動場所や災害発生場所の危険情報を事前に把握し、消防団員の安全確保にかかる情報共有体制を強化する。

### 具体計画<推進事業>

#### 消防団アプリ<Fire Chief>の本格運用



消防団活動支援アプリの本格運用を開始し、迅速な初動体制の確立（消防指令管制システムの指令メールとアプリケーションが連携）、動態管理（GPS測地システム連携）及び災害情報の共有等を目指す。

#### 情報伝達訓練（3月）



最新ICT技術を活用した指令連動型の情報伝達を行い、参集体制の強化を図るため、消防団アプリによる情報伝達訓練を実施することにより、有事の際において迅速に災害対応することを目的として実施する。

### Ⅲ 資料

#### <別表Ⅰ> 分団火災出動基準表

令和4年 4月 8日 最終改正

##### 《出動区域》

伊丹市消防団の管轄区域は市内全域であるが、各分団の初動体制時における出動区域は下記の区域とする。

内台分団	大鹿分団	下河原分団
◎伊丹全域 ◎南町全域 ◎南本町全域 ◎東有岡全域 ●平松全域 ※東署管轄（第3出動）	◎大鹿全域 ◎瑞穂町全域 ◎高台全域 ●桜ヶ丘全域 ●春日丘全域 ※東署管轄（第3出動）	◎下河原全域 ◎中村全域 ●北伊丹全域 ●北園全域 ※東署管轄（第3出動）
中野分団	池尻分団	東野分団
◎中野北全域 ◎中野西全域 ◎中野東全域 ◎西野1丁目～3丁目 ●鴻池全域 ※西署管轄（第3出動）	◎池尻全域 ◎奥畑全域 ●西野4丁目～8丁目 ●寺本全域 ※西署管轄（第3出動）	◎東野全域 ●瑞原全域 ●荻野全域 ●大野全域 ※西署管轄（第3出動）

※分団長及び副分団長は、消防団活動支援アプリ又は指令センターから配信されるメールにより出火場所及び火災種別を確認し、所属する団員に連絡すること。

##### 《出動基準》

- 1 出動区域内の建物火災で、◎印の地域については、出動区域の分団が出動する。
- 2 出動区域内の建物火災で、●印の地域については、第2出動で出動区域の分団が出動する。
- 3 出動区域内の建物火災で、東西署管轄の第3出動については、管轄の3分団が出動する。  
(出動にあっては事務局より出動する分団長あてに連絡する。)
- 4 市域内の第4出動(サイレン吹鳴)については、全分団が出動する。
- 5 火災などの災害情報及び気象情報等を確認する際は、災害情報案内(772-1191)又は、消防局(783-0123)に電話し、分団判断により出動する。
- 6 分団が災害等を自己覚知し、出動した場合は、無線で指令センターに報告(必要であれば応援隊、警察等の関係機関の出動要請を依頼)すること。

<別表2> 消防団水防・地震等非常配備態勢表

「水防」	適用基準	消防団長	本部役員	分団長	団員
待機配備	①大雨、洪水、暴風等の警報が発令され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき ②当該河川等流域内に相当の降雨が予想され、河川が氾濫注意水位及びこれに相当する水位に達する見込みのあるとき ③避難準備・高齢者等避難開始等を発令する見込みがあるとき ④配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き警戒を要するとき	自宅待機	自宅待機	—	—
警戒配備 (総括本部設置)	①中規模な被害の発生及び避難者が見込まれるとき ②河川が氾濫注意水位を超え、避難判断水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき	自宅待機	自宅待機	自宅待機	
警戒配備 (水防本部設置)	①災害の発生が予想されるとき ②河川が避難判断水位を超え、氾濫危険水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき ③避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を開設するとき	水防本部			
第1配備 (災害対策本部設置) <水防指令1号>	①特別警報が発令され、甚大な災害が想定されるとき ②河川が計画水位に近づき、なお、上昇のおそれがあり局地的な水害が発生し、さらに全市域にわたり被害が拡大するおそれのあるとき ③市域に小規模な災害が発生したとき	災害対策本部	団本部 ※各分団長へ自宅待機連絡、出動準備を指示	自宅待機 ※各団員へ自宅待機連絡、出動準備を指示	自宅待機
第2配備 <水防指令2号>	①初期の水防活動では処理し難いと判断されるとき	災害対策本部	団本部	分団車庫 ※女性団員は団本部	
第3配備	①市内全域または局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	災害対策本部	団本部	分団車庫 女性団員は団本部	

「地震」	適用基準	消防団長	本部役員	分団長	団員
第1配備 (災害対策本部設置)	震度5弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部	団本部 ※各分団の被害状況等を確認	分団車庫(女性団員は団本部) ※車両資器材の確認を実施(出動準備)	
第2配備 <防災指令1号>	震度5弱以上の地震が発生し、市内において大規模な被害が生じていると見込まれているとき	災害対策本部	団本部	分団車庫(女性団員は団本部)	
第3配備 <防災指令2号>	震度6弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部	団本部 ※伊丹市大規模災害消防サポート隊参集	分団車庫(女性団員は団本部) ※伊丹市大規模災害消防サポート隊参集	

※ 警戒配備(震度4)でも市内の被害状況等により必要であれば参集するもの。(消防局消防団担当は、警戒配備で参集)



年 月 日

伊丹市消防団長 様

分団  
氏 名 分団長

## 分 団 活 動 申 請 書

分団活動について、下記のとおり申請します。

活動区分	<input type="checkbox"/> 分団訓練(放水、車両走行、資機材取扱、礼式、その他)
	<input type="checkbox"/> 地域啓発活動(祭礼等での火災警戒や会場整理等)
	<input type="checkbox"/> その他
活動場所	
活動時間	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで
活動人員	名(予定)
活動概要	
備 考	

(注)1 この申請書は、事前に消防団事務局へ提出すること。

(注)2 実施後、分団活動結果報告書を消防団事務局へ提出すること。

(注)3 分団活動については、制服もしくは活動服を着用すること。

年 月 日

伊丹市消防団長 様

分団  
氏名 分団長

### 分団活動結果報告書

分団活動について、下記のとおり実施しましたので報告します。

活動 区分	申請不要	<input type="checkbox"/> 火災出動 <input type="checkbox"/> 風水害出動 <input type="checkbox"/> その他(飛火警戒・調査活動等)
		<input type="checkbox"/> 伊丹市消防団年間事業計画に基づく活動 行事名( )
	要申請 (注2)	<input type="checkbox"/> 分団訓練(放水、車両走行、資機材取扱、礼式、その他)
		<input type="checkbox"/> 地域啓発活動(祭礼等での火災警戒や会場整理等)
<input type="checkbox"/> その他		
活動(出動)場所		
活動時間	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで	
活動人員	名	
<団員氏名>		
<備考>		

(注)1 この報告書は、消防団事務局(消防局消防総務課)に提出すること。

(注)2 申請要の活動については、活動内容がわかる写真等を添付(データ提出可)すること。